

情報通信機器を用いた診療の向精神薬処方 の取り扱いについて

当院では厚生労働省が定める通院困難・情報機器を使用しての診療が可能と認められた方については、情報通信機器を用いた診療（以下オンライン診療）の受診が可能となります。

オンライン診療は「オンライン診療（厚生労働省指定）研修」を終了している医師が担当いたします。

お薬の処方にあたり、オンライン診療の初診の場合には向精神薬を処方できません。

ご理解の程よろしく願いいたします。